

# 仕様書

## 1. 件名

福島相双地域における交通課題解決に向けた戦略立案及び戦略実行

## 2. 経緯と事業目的

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）は、福島相双地域（※）の事業者の方々の事業・なりわい再建を目的に設立され、以降、事業者の方々へのコンサルティング支援の他、自治体へのまちづくり支援、福島相双地域の社会課題解決を目指した新しい技術・仕組みの実証・実装に向けた取組等を行っている。

東日本大震災及び福島第一・第二原子力発電所事故以降、福島相双地域では多くの社会課題が顕在化しており、特に交通課題は喫緊度と深刻度が高い。具体的には、この地域への帰還者は高齢者比率が高く、自身で自動車の運転をしない、代わりに運転する家族や親族も近くにいないといった状況下で移動困難が発生。地域の足となるべきバスやタクシー等の公共交通も、ドライバー不足や収益確保困難等の事情で、営業時間の短縮や運行台数・頻度の低下を余儀なくされている。交通利便性が向上しなければ、住民帰還や移住のハードルとなるばかりか、飲食店をはじめとした事業者のなりわい再建、特にナイトタイムエコノミーの活性化が遅滞、ひいてはこの地の復興にブレーキがかかることとなる。

交通課題解決に向けては、長期的・総合的な視点に基づく実効性の高い戦略立案とその実行が必要である。また、対応策・改善策の検討に際しては、各基礎自治体の行政区域にとどまらない広域での視点も併せ持つことが肝要である。

以上に鑑み、本事業では、福島相双地域の復興加速化に向け、福島イノベーション・コースト構想も認識しつつ、この地域の交通課題に関する各種調査に基づき、ライドシェア等の先進的な技術・仕組みの実証等を含む戦略立案及び戦略実行により、対応策・改善策の実装に向けた道筋をつけることで、福島相双地域の交通課題解決に寄与することを目的とする。

（※）本仕様書における「福島相双地域」とは、東日本大震災により被災し、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）をいう。

## 3. 業務内容

### （1）福島相双地域における交通課題解決に向けた戦略立案

本事業では、福島相双地域の交通課題解消に向け、最終的に自治体等が主体として実現可能な具体的対応策・改善策の提案を含む、実装に向けた戦略を策定する。策定に当たり留意すべき事項として以下に例示するが、これに限定されるものではなく、受託事業者や有識者の知見等により、なるべく全方位的に留意点をカバーしたうえで事業を進める。

- 福島相双地域は、避難解除時期の相違等により、住民の帰還や新規移住の状況が地域により区々であり、人口規模や交通需要の内容も異なるため、課題の把握・抽出に当たっては丁寧な現状確認・ニーズ確認を必須とする。
- 交通課題の解決はまちづくりとも深く関連することから、各自治体のまちづくりビジョンや関連取組と調和した対応策・改善策を目指す。
- 関係者のニーズ等によっては、自治体の行政区域を境界とせず、複数自治体を対象範囲とする広域的な戦略の可能性も並行して検討する。
- 交通課題は帰還開始直後から存在する課題であり、これまでもそれぞれの自治体において解決に向けたさまざまな挑戦や実証が行われてきた経緯があることを認識し、本事業の実施に際しては、住民・事業者・自治体等の関係者との信頼関係の醸成に努める。
- 東日本大震災及び原子力災害により失われた産業回復に向け、新たな産業基盤の構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」の柱のひとつ「あらゆるチャレンジが可能な地域」の実現に向け、対応策・改善策となりうる先進的技術や仕組みの発掘、実証の可能性を積極的に検討する。

なお、前述のとおり、本事業では福島相双地域の 12 市町村を対象地域としているが、自治体事情等により、戦略の範囲が全対象地域を網羅しない可能性や周辺地域を含める可能性もある。現時点では予断が困難であるため、事業期間中に当機構との協議により明確化を図ることとする。

具体的な作業として以下を例示するが、これにとどまるものではなく、前述の問題意識や留意点等を考慮の上、多くの関係者にとって便益が高く、実効性の高い戦略の立案及び実行に必要と思われるアクションを提案すること。

(例)

- 情報整理（現状分析とニーズ調査 等）
  - ・ 一定の定量・定性分析（乗降データ、人流データ等）の実施
  - ・ 活用でき得る補助金等の一定の情報整理を実施
  - ・ 国内外における他事例の整理や分析
  - ・ 国内外における民間事業者等の整理
  - ・ 住民/交通事業者等のニーズ調査
  - ・ ライドシェア等の先進的な技術・仕組みの調査
- 勉強会等の企画・運営を通じた関係者間の信頼関係強化
  - ・ 勉強会のメンバー（講演等に適した有識者を含む）の選定
  - ・ 勉強会の企画・実施（年 6 回～8 回程度）
- 対応策・改善策の立案
  - ・ 現状分析や関係者ニーズを踏まえた対応策・改善策の立案 等

## (2) 戦略実行

提案した戦略を実行する。また、対応策・改善策の実装に向け、所要の調整や準備、自治体等関係者の支援を行う。

具体的には、以下の例も考慮し、当機構と協議しつつ実行する。

なお、本段階においても、各関係者（住民、事業者、自治体担当者、有識者等）との信頼構築に鋭意努めること。

### (例)

- 対応策・改善策に必要となる関係者との調整
  - ・住民説明会等の実施支援
  - ・住民・交通事業者等の意見への対応支援
- 地域公共交通会議や法定会議の設立に向けた対応支援
- 各自治体による予算要求、補助金申請等における助言や資料作成 等

⇒上記（１）（２）のプロセスを通じ、「地域公共交通会議や法定会議の設立」や「予算要求、補助金申請等」等の具体アクション（2025年度以降にアクションを実施するという自治体の意思表示も含む）を実施する自治体の数を、少なくとも1以上とすることを旨とする。

## 4. 要件

### 必須要件

- ・交通課題を取り巻く状況や交通ビジネス等に精通していること。・各業務を円滑かつ効率的に遂行できるよう、具体的な助言等を適切に実施できること。
- ・本事業内容と類似した業務設計・運用やプロジェクト組成・遂行の経験を有すること。

### 望ましい要件

- ・具体的な交通課題解決の成功事例に関わった経験があること。
- ・福島相双地域に関する諸事に精通していること。

## 5. 事業期間

契約締結日～令和7年3月27日

## 6. 報告と納入物

受託者は、機構が指定する期限日までに最終報告案を事前提出のうえ、機構からは正・追加などの指示を受け、是正追加などの指示事項を含め完了させたものを令和7年3月27日までに成果品として納品（電子媒体）する。

## 7. 納入場所

公益社団法人 福島相双復興推進機構 福島本部 産業創出グループ

## 8. その他

- ✓ 本事業の性質上、関係者が多くなることから、当機構との打合せや方針確認、当機構から連絡があった際に迅速に対応できる体制の構築を行うこと。
- ✓ 本事業の実施にあたり当機構内の業務遂行指揮者・実務対応担当者等と十分な協議を実施し、また当機構側からの指示に応ずるとともに、知見・経験・視点等を駆使した積極的な提案を実施すること。
- ✓ 本事業の実施途中において予期せぬ問題、事故等が発生した場合には、速やかに当機構に報告するとともに、委託先の責任において、その解決に努めること。
- ✓ その他、不明な点がある場合には、当機構に問い合わせること。

以上